

返戻金制度について

当社の紹介により採用された求職者が入社後、当人の都合により退職した場合や、当人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合には、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職はこの限りではありません。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 入社後1ヶ月未満に退職した場合 | 90 % |
| (2) 入社後3ヶ月未満に退職した場合 | 60 % |

※ 返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。